



一般社団法人

全国医師厚生会

< 団体お問合せ先 >

東北・北海道地区	ブロック窓口	東北北海道医師厚生会
北海道医師協同組合	〒060-0042 札幌市中央区大通西8-2 住友商事・フカミヤ大通ビル8F	TEL 011-222-0110
関東甲信越地区	ブロック窓口	全国医師協同組合連合会
大森・田園調布・日本橋医師協同組合	〒143-0024 東京都大田区中央4-31-14	TEL 03-3772-2156
西東京医師協同組合	〒190-0023 立川市柴崎町3丁目16番11号	TEL 042-524-6411
東京中央医師協同組合	〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館4階	TEL 03-5524-8701
中部地区	ブロック窓口	中部医療協同組合連合会
富山県医師協同組合	〒939-8214 富山市黒崎33番地 富山県医師会館2階	TEL 076-429-7185
石川県医師協同組合	〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48番地	TEL 076-239-4144
福井県医師協同組合	〒910-0001 福井市大願寺3丁目4番10号	TEL 0776-24-0367
静岡県医師協同組合	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3丁目6番3号 静岡県医師会館1階	TEL 054-246-0001
名古屋市医師会協同組合	〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目18番14号	TEL 052-937-7832
西三河医師会協同組合	〒444-0875 岡崎市竜美西1丁目9番地1 岡崎市医師会公衆衛生センター内	TEL 0564-54-0020
豊橋市医師会協同組合	〒441-8149 豊橋市中野町字中原100番地3	TEL 0532-47-1028
近畿・中四国地区	ブロック窓口	近畿医療協同組合連合会
滋賀県医師協同組合	〒520-3031 栗東市縄1丁目10-7	TEL 077-516-8660
京都府保健事業協同組合	〒604-0826 京都市中京区高倉通御池上ル柊町583-2	TEL 075-223-1493
大阪府医師協同組合	〒542-8580 大阪市中央区上本町西3-1-5	TEL 06-6768-2075
神戸医師協同組合	〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル12階	TEL 078-241-8992
奈良県医師協同組合	〒630-8013 奈良市三条大路一丁目1-87 奈良市役所前三和ビル2階	TEL 0742-34-7991
和歌山県医師協同組合	〒640-8137 和歌山市吹上1-2-4	TEL 073-422-2678
広島県医師協同組合	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2番3号	TEL 082-568-4511
九州地区	ブロック窓口	九州医師協同組合連合会
福岡医師協同組合	〒814-8515 福岡市早良区百道浜1丁目6番9号 福岡市医師会館2階	TEL 092-852-1540
北九州医師事業協同組合	〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館7階	TEL 093-512-1723
大分市医師事業協同組合	〒870-0841 大分市六坊北町6番15号	TEL 097-514-0039
鹿児島県医師協同組合	〒890-0053 鹿児島市中央町8-1	TEL 099-254-8126
沖縄県医師協同組合	〒901-1105 沖縄県島尻郡南風原町新川218-9	TEL 098-889-0081

< 事業所コード（web手続き用） >

50101 北海道医師協同組合	52201 静岡県医師協同組合	52901 奈良県医師協同組合
51301 大森・田園調布 ・日本橋医師協同組合	52303 名古屋市医師会協同組合	53001 和歌山県医師協同組合
51302 西東京医師協同組合	52301 西三河医師会協同組合	53401 広島県医師協同組合
51303 東京中央医師協同組合	52302 豊橋市医師会協同組合	54001 福岡医師協同組合
51601 富山県医師協同組合	52501 滋賀県医師協同組合	54002 北九州医師事業協同組合
51701 石川県医師協同組合	52601 京都府保健事業協同組合	54401 大分市医師事業協同組合
51801 福井県医師協同組合	52701 大阪府医師協同組合	54601 鹿児島県医師協同組合
	52801 神戸医師協同組合	54701 沖縄県医師協同組合

一般社団法人全国医師厚生会のみなさまへ

2025年度

商品内容のご説明

◆死亡保障・高度障がい保障

ドクターグループ生命共済制度

団体定期保険

< 効力発生日と申込締切日 >

効力発生日：令和7年5月1日
申込締切日：令和7年4月1日(火)

- 当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入(※1)可能です。
- 毎月募集時に加入(※1)される場合は、毎月1日までに当パンフレットに記載の<団体お問合せ先>へ「申込書兼告知書」をご提出ください。なお、引受保険会社(※2)が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌月1日となります。
(※1)保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。
(※2)共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。

九州医師協同組合連合会

- 福岡医師協同組合
- 北九州医師事業協同組合
- 大分市医師事業協同組合
- 沖縄県医師協同組合

ドクターグループ
生命共済制度のメリット

- 1 団体保険としての割引が適用された加入しやすい掛金で万一の場合の保障を準備できます。
- 2 保険期間は1年で、毎年保障額の見直しができます。
ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 3 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 4 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお受取りになれます。
(脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。)

専用webサイトからお手続きができます。

- ※専用webサイトをご利用できない方は「申込書兼告知書」でお手続きください。
- ※掛金の負担者が事業主の場合、または死亡保険金受取人を事業主とする場合は「申込書兼告知書」でのお手続きが必要です。
- ※「減額・脱退の申込み」は専用webサイトではできません。「申込書兼告知書」でお手続きください。



スマートフォンでもOK！
ログイン方法はP9～10へ

意向
確認
書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。
・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄
- ☐ 保障内容はニーズに合致している。
 - ☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致している。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。



一般社団法人全国医師厚生会

あなたの必要保障額を考えてみましょう。

世帯主に万一のことがあった場合の備え

「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要とされる生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。

■ 万一の場合の家族の必要生活資金総額(世帯主年齢別)〈アンケートによる希望値〉

30歳～34歳	約7,157万円
40歳～44歳	約7,043万円
50歳～54歳	約6,510万円

年代によって
必要な資金は
異なります。



(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

必要保障額
とは…?



ご家族のために必要なお金(例)

残された家族のこれからに必要な資金はどのくらい？

■ こどもの教育費

	小学校 (6年間)	中学校 (3年間)	高校 (3年間)	大学*
私立医歯系コース	約974万円 私立	約429万円 私立	約317万円 私立	約1,819万円 私立
私立理科系コース	約974万円 私立	約429万円 私立	約317万円 私立	約771万円 私立
国公立文系コース	約189万円 国公立	約151万円 国公立	約154万円 国公立	約282万円 国公立

こどもの教育費は1人当たり

約3,539万円

(私立医歯系コースを選択の場合)

*私立医歯系コース・私立理科系コースは6年間、国公立文系コースは4年間自宅から通うものとして計算。

※大学に進学した場合の教育費を記載しております。

※小学校～高校は年間費用(学校教育費+学校外活動費)です。

※大学は「受験諸費用+入学金等+年間授業料」です。私立医歯系コースの受験諸費用、入学金等は私立理科系コースと同額として計算。

※3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園・保育所・認定こども園等の利用料が無償化されました。ただし、通園送迎費・食材料費・行事費等は自己負担となります。詳細は、こども家庭庁ホームページ「幼児教育・保育の無償化概要」をご確認ください。

文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」「国公立大学の授業料等の推移」「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」

(株)日本政策金融公庫「令和3年度教育費負担の実態調査結果」から計算(児童手当(旧子ども手当)は考慮しないものとする)

■ 葬儀費用

・葬儀一式費用	平均 131万円
・寺院への費用	平均 35万円
・通夜からの飲食接待費	平均 25万円

葬儀費用の合計

平均 191万円

(株)ユニクエスト 調べ

■ こどもへの結婚援助資金

こどもへの結婚援助資金は 約163.7万円

*挙式、披露宴・ウエディングパーティーの費用としての親・親族からの援助総額

参考 挙式、披露宴・ウエディングパーティー総額

全国平均 327.1万円

ゼクシィ結婚トレンド調査2023 調べ

おすすめプランのご紹介

おすすめプラン

何に
備えたい
ですか？

入社したので
保険の加入を考えたい

結婚したから
夫婦の備えを考えたい

こどもが生まれたから
保障額を見直したい

働き盛りの世代の
万一に備えたい

残される家族の備え
を考えたい

自分の人生に合わせて
最適な保険に入りたい

※以下のおすすめプランは一例です。

	20代	30代	40代	50代	
	入 社	結 婚	こども誕生	住宅購入	こどもの独立
					
	本人24歳の場合	本人30歳、配偶者30歳の場合	本人36歳、配偶者36歳、こども3歳の場合	本人41歳、配偶者41歳、こども8歳の場合	本人56歳、配偶者56歳の場合
本人	死亡保険金額 (高度障がい保険金額) (4,000万円) 月払掛金(概算) 男性 3,520円 女性 2,160円	死亡保険金額 (高度障がい保険金額) (6,000万円) 月払掛金(概算) 男性 5,280円 女性 3,240円	死亡保険金額 (高度障がい保険金額) (6,000万円) 月払掛金(概算) 男性 6,840円 女性 5,700円	死亡保険金額 (高度障がい保険金額) (6,000万円) 月払掛金(概算) 男性 9,420円 女性 7,080円	死亡保険金額 (高度障がい保険金額) (6,000万円) 月払掛金(概算) 男性 29,220円 女性 17,760円
配偶者		死亡保険金額 (高度障がい保険金額) (1,000万円) 月払掛金(概算) 男性 880円 女性 540円	死亡保険金額 (高度障がい保険金額) (2,000万円) 月払掛金(概算) 男性 2,280円 女性 1,900円	死亡保険金額 (高度障がい保険金額) (2,000万円) 月払掛金(概算) 男性 3,140円 女性 2,360円	死亡保険金額 (高度障がい保険金額) (2,000万円) 月払掛金(概算) 男性 9,740円 女性 5,920円
こども			死亡保険金額 (高度障がい保険金額) (300万円) 月払掛金(確定) 1人あたり 210円	死亡保険金額 (高度障がい保険金額) (300万円) 月払掛金(確定) 1人あたり 210円	
保険選びのポイント	保険加入は社会人としての責任	大切な家族を守るために	家族が増えたら保障額も増やそう	責任が重い世代に十分な保障を	相続等の準備のため、引き続き十分な保障を

●上記年齢は保険年齢です。「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

●年齢・性別により掛金は異なります。

●保険期間は1年です。

※こどもについては確定掛金です。

掛金の詳細は3ページをご確認ください。

主な保障内容

● 以下の場合に、保険金をお支払いします。

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(＊)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。
(＊) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

◆保障額と掛金

対 象			本 人				配 偶 者			
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)			6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円		
保険年齢	性別									
月払掛金（概算）	15歳～35歳（＊） H1.11.2 生～ H22.11.1 生	男性	5,280 円	4,400 円	3,520 円	2,640 円	1,760 円	880 円		
		女性	3,240 円	2,700 円	2,160 円	1,620 円	1,080 円	540 円		
	36歳～40歳 S59.11.2 生～ H1.11.1 生	男性	6,840 円	5,700 円	4,560 円	3,420 円	2,280 円	1,140 円		
		女性	5,700 円	4,750 円	3,800 円	2,850 円	1,900 円	950 円		
	41歳～45歳 S54.11.2 生～ S59.11.1 生	男性	9,420 円	7,850 円	6,280 円	4,710 円	3,140 円	1,570 円		
		女性	7,080 円	5,900 円	4,720 円	3,540 円	2,360 円	1,180 円		
	46歳～50歳 S49.11.2 生～ S54.11.1 生	男性	13,680 円	11,400 円	9,120 円	6,840 円	4,560 円	2,280 円		
		女性	10,200 円	8,500 円	6,800 円	5,100 円	3,400 円	1,700 円		
	51歳～55歳 S44.11.2 生～ S49.11.1 生	男性	20,100 円	16,750 円	13,400 円	10,050 円	6,700 円	3,350 円		
		女性	13,920 円	11,600 円	9,280 円	6,960 円	4,640 円	2,320 円		
	56歳～60歳 S39.11.2 生～ S44.11.1 生	男性	29,220 円	24,350 円	19,480 円	14,610 円	9,740 円	4,870 円		
		女性	17,760 円	14,800 円	11,840 円	8,880 円	5,920 円	2,960 円		
	61歳～65歳 S34.11.2 生～ S39.11.1 生	男性	44,940 円	37,450 円	29,960 円	22,470 円	14,980 円	7,490 円		
		女性	23,700 円	19,750 円	15,800 円	11,850 円	7,900 円	3,950 円		
	66歳～70歳 S29.11.2 生～ S34.11.1 生	男性	66,840 円	55,700 円	44,560 円	33,420 円	22,280 円	11,140 円		
		女性	32,100 円	26,750 円	21,400 円	16,050 円	10,700 円	5,350 円		
	継続のみ	71歳 S28.11.2 生～ S29.11.1 生	男性	＜制度のポイント＞ ● 本人は6,000万円、 配偶者は2,000万円まで お申込みが可能です。 ● 継続加入される場合で、以下の年齢に該当される方は、 保険金額がそれぞれ自動的に減額されます。 71歳以上の本人 ： 3,000万円 76歳以上の本人・配偶者： 1,000万円				43,800 円	29,200 円	14,600 円
			女性					21,360 円	14,240 円	7,120 円
		72歳 S27.11.2 生～ S28.11.1 生	男性					48,480 円	32,320 円	16,160 円
			女性					23,820 円	15,880 円	7,940 円
		73歳 S26.11.2 生～ S27.11.1 生	男性					53,910 円	35,940 円	17,970 円
			女性					26,700 円	17,800 円	8,900 円
		74歳 S25.11.2 生～ S26.11.1 生	男性					60,210 円	40,140 円	20,070 円
			女性					29,880 円	19,920 円	9,960 円
75歳 S24.11.2 生～ S25.11.1 生		男性	67,650 円					45,100 円	22,550 円	
		女性	33,330 円					22,220 円	11,110 円	
76歳 S23.11.2 生～ S24.11.1 生		男性							25,470 円	
		女性							12,410 円	
77歳 S22.11.2 生～ S23.11.1 生		男性							28,920 円	
		女性							13,930 円	
78歳 S21.11.2 生～ S22.11.1 生		男性							32,990 円	
		女性							15,770 円	
79歳 S20.11.2 生～ S21.11.1 生	男性			37,690 円						
	女性			17,990 円						
80歳 S19.11.2 生～ S20.11.1 生	男性			43,000 円						
	女性			20,650 円						

(＊) 配偶者の場合は満18歳～35歳(H1.11.2 生～H19.5.1 生)です。

対 象		こ ども
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	保険年齢	300 万円
月払掛金 (確定)	3 歳 ～ 22 歳 H14.11.2 生～ R4.11.1 生	210 円

※年齢制限により本人の保険金額が自動的に減額された場合は、
配偶者も本人の保険金額以下に自動的に減額されます。

◇上記以外の掛金につきましては、当パンフレットに記載の＜団体お問合せ先＞へご照会ください。

- 左記の《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和7年5月1日)から適用します。毎月募集の際に加入(＊)される場合は、掛金が確定している可能性があります。掛金は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は当パンフレットに記載の＜団体お問合せ先＞までご照会ください。掛金は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
(＊) 保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。
- 左記の《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
- 左記の掛金は、確定掛金を含め、令和6年11月5日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
- 掛金は、各位の銀行口座から自動振替のうえ、厚生会口座に払込みます。振替日については当パンフレットに記載の＜団体お問合せ先＞にご確認ください。

加入資格

- 以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
《本人》 一般社団法人全国医師厚生会の会員の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。
《配偶者》 上記本人の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢18歳0カ月以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。
《こども》 上記本人の扶養することも(＊)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
(＊) 健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

＜ご加入および継続加入にあたってのご注意＞

- (1) ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり年齢80歳6カ月まで、同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。(こどもは年齢22歳6カ月まで)
すでに加入されている方は文書によるお申し出がなければ以後、原則自動的に更新継続されます。ただし、更新継続する場合は年齢80歳6カ月までとします。(こどもは年齢22歳6カ月まで)
年齢制限による保険金額の減額につきましては自動的に減額されるものとします。
- (2) 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3) 配偶者・こどものみで加入することはできません。
- (4) こどもの保障額は、一律300万円です。
- (5) 配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (6) 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- (7) 本人が一般社団法人全国医師厚生会の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～令和8年4月30日までです。
以降は毎年5月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。(減額・脱退につきましては、原則年1回(更新時)のみのお取扱いとなります。)

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。
また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ① 本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ② 加入資格を失われた日
 - ③ 更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。
(例えば、3月5日に脱退手続きされた場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- 加入資格喪失等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

税務上のお取扱い

◎掛金

【掛金個人負担の場合】

- 主契約およびこども特約の実質掛金(掛金から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に＜団体お問合せ先＞へご照会ください。
※当ドクターグループ生命共済制度以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当ドクターグループ生命共済制度のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

【掛金法人負担の場合】

- 会員のために法人(当該医療法人)が負担した掛金は、原則として全額損金に算入でき、その掛金は会員の所得税の課税対象ではありません。
(ただし、役員その他特定の使用人のみを被保険者としている場合は、当該掛金の額は、当該役員または使用人に対する給与となります。)

◎保険金

●死亡保険金 ＜本人＞

相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

＜配偶者・こども＞

本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。本人(主たる被保険者)以外が受取人の場合、死亡保険金は、贈与税の課税対象となる場合があります。

- **高度障がい保険金**…被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、令和6年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、指定いただいた方となります。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 死亡保険金受取人を事業主とした場合は保険金請求時に労働基準法施行規則第42条(遺族補償を受ける者)および第43条(遺族補償の受給者および順位)に定める遺族補償を受けるべき被保険者の遺族の了解が必要です。

保険金のお支払事由

【死亡保険金】

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【高度障がい保険金】

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(*2) 対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい(視力障がい)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・ 被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・ 保険契約者・被保険者の故意。
- ・ 保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・ 戦争その他の変乱。(*2)

(*1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(*2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が小さいと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(※1)時以後に生じた場合にかぎります。(原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)
- したがって、原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

- 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。
- 告知義務違反による解除の場合
ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
 - 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
 - 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)
 - ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(末遂を含みます。)をしたとき。
 - ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(末遂を含みます。)があったとき。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は一般社団法人全国医師厚生会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和6年9月24日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】	日本生命保険相互会社 (40.0%) (事務幹事会社)
	第一生命保険株式会社 (16.5%)
	SOMPOひまわり生命保険株式会社 (12.5%)
	住友生命保険相互会社 (12.0%)
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社 (7.5%)
	メットライフ生命保険株式会社 (7.0%)
	明治安田生命保険相互会社 (2.5%)
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社 (2.0%)

個人情報の取扱いに関する一般社団法人全国医師厚生会と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、一般社団法人全国医師厚生会(以下、「厚生会」といいます。)を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、厚生会は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、厚生会がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。厚生会は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、厚生会および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き厚生会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「障がい」の表記
当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

お申込み方法

●お申込み手続き

専用webサイトもしくは「申込書兼告知書」のいずれかにて行ってください。なお、掛金負担者・受取人が事業主の場合もしくは減額・脱退の手続きを行う場合は「申込書兼告知書」にてお手続きください。

<専用webサイトでのお手続き対象の方>

- ・新規に加入される方は、専用webサイトでお手続きください。
- また、死亡保険金受取人欄に個人名を入力し、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。(必要書類の詳細については、当パンフレットに記載の<団体お問合せ先>にご確認ください。)
- ・すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(専用webサイトでの受取人変更のお取扱いはできません。)
- この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- ・その他内容の変更がある方は、専用webサイトでお手続きください。
- 内容に変更のない方は従来の加入内容または年齢による保障額の上限で継続されますので、お手続きは不要です。

<「申込書兼告知書」でのお手続き対象の方>

- ・新規に加入される方は、「申込書兼告知書」を当パンフレットに記載の<団体お問合せ先>へご提出ください。
- また、死亡保険金受取人欄に個人名を記載し、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。(必要書類の詳細については、当パンフレットに記載の<団体お問合せ先>にご確認ください。)
- ・すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)
- この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- ・その他内容の変更がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。
- 内容に変更のない方は従来の加入内容または年齢による保障額の上限で継続されますので、提出いただく書類はありません。
- ・必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

【ご相談窓口等】

- ご照会につきましては、当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の日本生命窓口までご連絡ください。)
- <日本生命お問合せ先>
日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 TEL：0120-123-840 (通話料無料)
※お問合せの際には、記号証券番号(932-6508)をお知らせください。
【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

＜更新時募集の期間＞ 2月10日(月)～4月1日(火)

新規加入者用 ログイン方法

Step1 N-ナビゲーションへアクセスします



QRコードにて読取りをされない場合は、
以下のURLよりアクセスしてください。

<https://nt-kouseikai.smktg.jp/>

団体コードの入力を求められた場合は〔0000687218〕
をご入力ください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。
標準のカメラで読み取りしてください。

Step2 新規加入者登録をします

※画面はすべてイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

※半角英数10桁まで

The diagram illustrates the three steps of the login process:

- Step 1 メールアドレス入力 (Email Address Entry):** The user enters their email address in the 'N-ナビゲーション' (N-Navigation) section. A red box highlights the email input field, and a red arrow points to the '次へ' (Next) button.
- Step 2 パスワードを設定 (Set Password):** The user sets a password in the 'パスワードを設定' (Set Password) section. A red box highlights the password input field, and a red arrow points to the 'パスワードを確認する' (Check Password) button.
- Step 3 ログイン (Login):** The user logs in in the 'ログイン' (Login) section. A red box highlights the 'ログイン画面へ' (To Login Screen) button, and a red arrow points to the 'ログイン' (Login) button.

本ログイン時は「事業所コード＝**①**で選択した事業所コード」「氏名コード＝ご自身の氏名コード」・「パスワード＝ご自身で設定した**②**のパスワード」を入力してください。

Step4 「お申込・変更手続き」からお手続きを進めます

お申込手続きの画面展開イメージ

お申込・変更手続き

現在の
ご加入内容

お申込
状況

パンフレット・
お申込書類

パンフレット
確認

申込内容
入力

告知事項
確認

申込内容
確認

提出書類
の印刷
※該当の方のみ

✓ 提出書類は、【パンフレット・お申込書類】からも印刷が可能です。
 ✓ スマートフォン等でお手続き時に印刷環境がない場合には、裏表紙の＜団体お問合せ先＞へご確認ください。

※画面はすべてイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

＜更新時募集の期間＞ 2月10日(月)～4月1日(火)

既加入者用 ログイン方法

Step1 N-ナビゲーションへアクセスします



QRコードにて読取りをされない場合は、
以下のURLよりアクセスしてください。

<https://nt-kouseikai.smktg.jp/>

団体コードの入力を求められた場合は〔0000687218〕
をご入力ください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

ご注意ポイント

- ✓ パスワードは申込期間ごとに初期化されます。前回パスワードを変更された方も、初期パスワードでログインしてください。
- ✓ ログイン後はブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタンは使用しないでください。

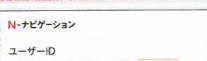
Step2 仮ログインを実施

※画面はすべてイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

トップ画面



事業所コードを選択・氏名コード・パスワードを入力



ユーザーID
(事業所コード-氏名コード)

必須

事業所コード

裏表紙をご確認ください

パスワード

必須

氏名コード

所属先にご確認ください
(連絡先は裏表紙確認)

初期パスワード

例：1990年1月23日生まれ「bs19900123」

bs+西暦生年月日（8桁）

お申込み・確認手続きへ

ログイン

パスワードをお忘れの場合、[こちらからパスワードを再設定ください。](#)

Step3 本ログインへ

ご自身で設定した①のパスワードを入力し再度ログインしてください。

Step4 「お申込・変更手続き」からお手続きを進めます

お申込手続きの画面展開イメージ

お申込・変更手続き

現在のこ加入内容

お申込状況

パンフレット・お手続き類

パンフレット確認

申込内容入力

告知事項確認

申込内容確認

提出書類の印刷
※該当の方のみ

✓ 提出書類は、【パンフレット・お手続き書類】からも印刷が可能です。
✓ スマートフォン等でお手続き時に印刷環境がない場合には、裏表紙の＜団体お問合せ先＞へご確認ください。

※画面はすべてイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。